

2020年10月9日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目14番10号
ジャパンメディアシステム株式会社
代表取締役社長 富 樫 泰 章

第36期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主の皆様におかれましては、本年は健康状態に関わらず、感染拡大防止の観点から可能な限り会場へのご出席を控えていただき、事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。

事前の議決権行使は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月27日（火曜日）午後5時までにご到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年10月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地
損保会館 大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 第36期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分 の件
第2号議案 定款一部変更 の件
第3号議案 監査役1名選任 の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、郵送もしくはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jm-s.co.jp>）において修正後の事項を周知させていただきます。また、株主総会決議の結果は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

**【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と株主の皆様へのお願い】**

新型コロナウイルス感染が続いております。このような状況の中、本定時株主総会においては、下記の対応を実施させていただく予定です。本定時株主総会へのご出席をご予定又はご検討されている株主の皆様におかれましては、感染予防および感染拡大防止の観点から慎重にご判断下さいますようお願い、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ◆安全上の理由により、ドリンクの提供は中止いたします。
- ◆本定時株主総会へのご出席をご予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただくとともに、当日の体温測定、マスクの着用およびアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。
- ◆受付の際は、体調を確認させていただき、体調不良とお見受けする株主様には運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。更に体温測定の結果、37度以上の発熱が確認された場合は、入場の制限などの措置を講じさせていただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。
- ◆会場は、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。入場制限を行わせていただく場合もございます。
- ◆株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございます。
- ◆本定時株主総会の役員および運営スタッフは、事前に体調を確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で総じて厳しい状況となりました。当事業年度前半においては、欧州で英国がEU離脱をめぐる混乱から景気低迷が続き、ドイツでも世界経済減速の影響を受けてマイナス基調が続いたものの、米国経済が金融緩和や底堅い個人消費を背景に堅調に推移し、日本経済も良好な雇用環境が続き、総じて景気は堅調に推移しました。ところが、2020年初頭から新型コロナウイルスの感染拡大が中国から全世界へ広がり、3月以降、各国政府は強力な感染拡大抑制策を実施せざるを得ない状況となりました。その結果、世界経済に多大な影響を及ぼしました。

このような市場環境の中、当社は、引き続きVC（ビジュアルコミュニケーション）事業の単一セグメントでの事業形態として、この事業に経営資源を集中的に投下して経営基盤の強化に努めております。2020年1月には、インターネットを介して「勤務先など遠隔地のPC」を「自宅など手元のPC」で遠隔操作することができるクラウドリモートアクセスサービス「RemoteOn（リモートオン）」をリリースしました。RemoteOnでは、日常業務でのメールの送受信や資料作成、事務作業など全てのPC作業を自宅や外出先からでも行うことができます。また、リモート先ではデータの保存ができないなどセキュリティ面でも安全な仕様となっております。移動時間の削減、生産性・業務効率のアップ、テレワークや働き方改革支援など、さまざまなメリットがあります。2020年6月には「LiveOn Ver17.0」をリリースし、グループディスカッションをサポートするグループ핑機能追加されました。また、LiveOnメイン画面やプレゼンス機能のユーザーインターフェイスの刷新やカメラをワンクリックで切り替える簡易カメラ切替機能など、更に見やすく、使いやすくなるよう改良を行いました。

現状では、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、多くの企業や団体がテレワークの導入を実施しており、テレワーク中のツールとして「LiveOn」と「RemoteOn」に関する問い合わせが多く集まってきております。今回のコロナ禍を機に、テレワークやモバイルワークを恒常的な制度として導入する企業が増えてきており、これに関連するビジュアルコミュニケーション市場における新たなマーケットが創出されてきております。「LiveOn」と「RemoteOn」は、これら新市場においても、他社製品と比較される中で、その高品質・高機能、セキュリティ面での安全性が高く評価されており、多くの新規顧客の獲得に繋

がると見込んでおります。

販売面においては、当社が独自に開発したコール機能を使ったデモサイトの活用により販売代理店との連携をより一層深めると共に、LiveOnによるオンライン営業やオンラインセミナーを積極的に推し進めました。また、2020年7月には、テレビコマーシャルを全国のテレビ網で大々的に行うと共に、Web広告等、商品・サービスの認知を高めるための施策の強化を行いました。その結果、中大手企業や金融機関等、新規顧客の獲得に繋がっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,652,057千円（前期比159.0%）、営業利益は623,429千円（前期比225.3%）、経常利益は623,642千円（前期比226.2%）、当期純利益は422,331千円（前期比223.6%）と大幅な増収増益となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主なもの、本社及び大阪オフィス等の増床に伴う内装工事及び什器等の買替え費用17,864千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として、金融機関より長期借入金として150,000千円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第33期<br>(2017年7月期) | 第34期<br>(2018年7月期) | 第35期<br>(2019年7月期) | 第36期<br>(当事業年度)<br>(2020年7月期) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)          | 1,217,585          | 1,518,033          | 1,667,656          | 2,652,057                     |
| 当期純利益(千円)          | 100,446            | 168,108            | 188,893            | 422,331                       |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円) | 2,204.31           | 3,689.18           | 4,302.02           | 10,768.26                     |
| 総 資 産(千円)          | 844,068            | 1,105,805          | 1,257,756          | 2,046,185                     |
| 純 資 産(千円)          | 285,649            | 453,757            | 561,595            | 944,707                       |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)  | 6,268.63           | 9,957.81           | 14,319.12          | 24,087.38                     |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、ビジュアルコミュニケーションシステム「LiveOn」を通じて、ビジュアルコミュニケーション市場において確固たる地位を築くと共に、品質、機能、使いやすさ等で顧客満足度No.1を目指しております。

当社が、継続的に安定した成長を続けていくために、下記に掲げる項目につき重点的に取り組んでまいります所存です。

#### ①ビジュアルコミュニケーション市場での知名度・ブランド価値の向上

売上及びアカウント数のシェア拡大を図るため、今後も引き続き、積極的にWeb広告やWebセミナー、交通広告、新聞への出稿などを行い、ビジュアルコミュニケーションシステム「LiveOn」の認知度を高めてまいります。

#### ②営業販売体制の整備・強化

販売面においては、きめ細かな営業展開を行うことで国内の代理店販売や紹介販売などを強化・推進し、今後一層成長するといわれるビジュアルコミュニケーション市場をしっかりと捉えられる販売組織を作り上げることが重要と考えております。そのために、営業担当者の増員を図ると共に更なるスキルアップ教育を徹底して行ってまいります。また、海外展開においてはインド・アセアン地域を中心に販売機会をうかがってまいります。

#### ③迅速な研究開発活動

開発面においては、技術者の増員とスキルアップを図り、他社商品とは一線を画した品質と機能、セキュリティ面をより一層強化してまいります。遠隔医療、遠隔現場支援、Web相談、多人数Webセミナーなど新しい分野において既に対応しておりますが、パンデミック対策としても、迅速に対応できる開発体制をより整え、ユーザー様の要望に応じてまいります。

#### ④優秀な人材の確保・育成

当社の事業において取り扱う商品・サービスは、ICT(Information and Communication Technology)の高度な知識・技術の習得が必要であるため、今後も教育研修を一層強化し、営業員及び技術員のレベルアップを図ってまいります。また、優秀な人材を確保するため、働きやすい職場環境を整えると共に、企業イメージの向上のため積極的に広報活動を行ってまいります。

#### ⑤内部統制強化とコンプライアンス体制強化

当社は、更なる事業拡大を推し進める上で、内部統制システムの整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための制度強化を継続的に進めると共に、倫理行動規範の徹底を通じて会社全体の倫理意識の向上及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年7月31日現在)

当社は、主としてビジュアルコミュニケーションシステム「LiveOn」に関する製品の開発・製造・販売を行っております。当社は、VC事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社が提供する主な品目別の主要製品は以下のとおりであります。

| 品 目            | 製品分類    | 主要製品名                                  |
|----------------|---------|----------------------------------------|
| ソフトウェア<br>関連収入 | ソフトウェア  | 「LiveOn」に関わる基本ソフトウェア、<br>追加オプション等      |
|                | 保守・利用料等 | 「LiveOn」「RemoteOn」利用料、その他<br>保守・サポート料等 |
| 物販収入等          | 物販      | 上記に関連した音声・ビジュアルデバイス、<br>ネットワーク機器・通信機器等 |
|                | その他     | 上記に関連した役務・工事収入等                        |

(6) 主要な事業所 (2020年7月31日現在)

|             |           |
|-------------|-----------|
| 本 社         | 東京都千代田区   |
| 大 阪 支 店     | 大阪府大阪市中央区 |
| 名 古 屋 営 業 所 | 愛知県名古屋市中区 |
| 仙 台 営 業 所   | 宮城県仙台市青葉区 |
| 札 幌 営 業 所   | 北海道札幌市中央区 |

(7) 使用人の状況 (2020年7月31日現在)

| 使 用 人 数   | 前年度比増減  | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|---------|---------|--------|
| 114 (3) 名 | 6名増 (-) | 36.2歳   | 7年2ヶ月  |

(注) 1 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 使用人数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。

3 当社はVC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年7月31日現在)

| 借 入 先      | 借 入 額     |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 121,328千円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 72,772千円  |
| 株式会社りそな銀行  | 30,575千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2020年7月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 155,200株
- ② 発行済株式の総数 49,682株 (うち自己株式10,462株)
- ③ 株主数 1,961名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名             | 持株数     | 持株比率   |
|-----------------|---------|--------|
| 富 樫 泰 章         | 16,533株 | 42.15% |
| J M S 社 員 持 株 会 | 2,197   | 5.60   |
| 田 口 聡           | 1,010   | 2.57   |
| 篠 田 浩 一         | 754     | 1.92   |
| 森 山 明 美         | 591     | 1.50   |
| 仙 北 谷 悟         | 400     | 1.01   |
| 富 樫 清 和         | 360     | 0.91   |
| 富 樫 ナタリア        | 280     | 0.71   |
| 渡 部 精 治         | 223     | 0.56   |
| 有 限 会 社 ト レ ン ト | 221     | 0.56   |

(注) 1 当社は、自己株式を10,462株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                            |       | 第2回新株予約権                                                                                                                                                         |
|----------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                      |       | 2016年5月16日                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の数                    |       | 1,700個                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |       | 普通株式 1,700株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                                                                                    |
| 新株予約権の払込金額                 |       | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される<br>財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり3,524円<br>(1株当たり3,524円)                                                                                                                                |
| 権利行使期間                     |       | 2018年5月17日から<br>2026年5月16日まで                                                                                                                                     |
| 行使の条件                      |       | 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は辞任による退任及び定年退職又は転籍の場合は、退任又は退職後1年間は新株予約権を行使することができる。<br>その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。 |
| 役員の<br>保有状況                | 取 締 役 | 新株予約権の数 1,700個<br>目的となる株式数 1,700株<br>保有者数 5人                                                                                                                     |

- (注) 1 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。  
2 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。



### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態 (2020年7月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状態     |
|----------|---------|------------------|
| 代表取締役社長  | 富 樫 泰 章 |                  |
| 常務取締役    | 田 口 聡   |                  |
| 取締役      | 森 山 明 美 | 管理本部長            |
| 取締役      | 篠 田 浩 一 | 技術本部長            |
| 取締役      | 坂 原 加 奈 | 営業本部長、大阪支店長      |
| 取締役      | 大日向 洋   |                  |
| 取締役      | 柴 田 博 康 | 柴田公認会計士事務所所長     |
| 常勤監査役    | 野 本 公 夫 |                  |
| 監査役      | 菅 野 庄 一 | 弁護士法人東桜法律事務所代表社員 |
| 監査役      | 斎 藤 環   | アロマト株式会社代表取締役社長  |

- (注) 1 取締役大日向 洋氏及び取締役柴田博康氏は社外取締役であります。  
 2 監査役菅野庄一氏及び監査役斎藤 環氏は社外監査役であります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額              |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)  | 104,760千円<br>(4,800千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 12,000千円<br>(4,800千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(4名) | 116,760千円<br>(9,600千円) |

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役(1名)の使用人分給与相当額は含まれておりません。  
 2 取締役の報酬限度額は、2016年10月27日開催の第32期定時株主総会決議において年額180,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、別枠で、2015年10月27日開催の第31期定時株主総会決議において、ストック・オプション報酬額として新株予約権2,000個を上限として付与することを決議いただいております。  
 3 監査役の報酬限度額は、2000年10月30日開催の第16期定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 取締役 大日向 洋

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
重要な兼職の状況はございません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、金融機関での豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

##### ロ. 取締役 柴田博康

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
柴田公認会計士事務所の所長を兼職しております。  
なお、当社と柴田公認会計士事務所との間に「LiveOn」の営業取引があります。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、公認会計士の専門性を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

##### ハ. 監査役 菅野庄一

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
弁護士法人東桜法律事務所の代表社員を兼職しております。  
なお、当社は同法律事務所との間に「LiveOn」の営業取引があります。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、弁護士の専門性を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。  
また、当事業年度に開催した15回（定時12回）の監査役会のすべてに出席し、弁護士の立場・見地から適宜必要な発言を行っております。

##### ニ. 監査役 斎藤 環

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
アロマト株式会社の代表取締役社長を兼職しております。  
なお、当社とアロマト株式会社との間には特別の関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、主に経営管理に関する意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。  
また、当事業年度に開催した15回（定時12回）の監査役会のうち、14回（93.33%）に出席し、これまで培ってきた豊富な識見を基に、適宜必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

清友監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                | 清友監査法人   |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 10,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,000千円 |

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清友監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の取締役・従業員が従うべき基本原則であるコンプライアンス・ポリシーに則り、取締役は法令を遵守することのみならず、企業の果たすべき社会的責任を自覚して行動する。
- ロ. 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- ハ. 法的に疑義がある事項については、顧問弁護士と事前協議を行い、法令定款違反を未然に防止する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録並びにこれらの関連資料及び稟議書等重要書類を保存、管理するための担当部署を置き、これらを永久若しくは10年間保存し、必要に応じた閲覧が可能な状態を維持している。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク対応の方策の策定、運用を行う体制を整備する。
- ロ. 業務マニュアル、諸規程の体系化を図り、業務の標準化を行うことでオペレーションリスクの最小化に努めている。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 毎月の定例取締役会の他、常勤取締役及び常勤監査役で構成される経営会議で経営上の課題を適時適切に協議・審議する体制が確立している。
- ロ. 取締役の職務分掌と権限を明確にし、意思決定が迅速かつ公正に行われ、その伝達が速やかに行われる組織体制を構築する。
- ハ. 経営環境の変化に応じ組織の業務分担を見直し、効率的かつ合理的な業務の運営を行うため弾力的に組織の統廃合、再編を行うことができる手続や体制の整備を行う。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が直接通報できる社内通報制度を導入、運用する。
- ロ. 倫理規程等を整備し、法令に関する遵守事項、行動規範について従業員に対し周知し、遵守を徹底させる。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

内部監査室を監査役の一部の職務を補助するための部署としており、監査役は内部監査室と連携し監査を行う。

監査役会からその職務を補助すべき使用人の要請があった場合には、監査役会の意見を考慮し、専任の使用人を配置する。

**⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

イ. 監査役補助人の評価、業務執行に係る役職兼務の是非、その他監査役補助人の業務内容については、監査役の同意を得た上で、取締役会が決定することとする。

ロ. 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ることとする。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

イ. 取締役は内部統制整備の実施状況について、随時監査役に対し報告を行う。

ロ. 取締役及び従業員は、監査役及び内部監査室から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じる。

**⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

使用人等からの監査役又は内部監査室への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止することとする。

**⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又はその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担することとする。

**⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と取締役は、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。

**【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】**

当期における主な取組みは以下のとおりであります。

**① コンプライアンス**

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度の周知を継続したほか、新入社員へは個別に研修を実施しました。

反社会的勢力排除に向けた対応については、チェック体制の整備を図るとともに、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員として定期的に研修を受けました。

**② リスクマネジメント**

情報セキュリティ対策として、技術部門においてISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を継続しました。

**③ 内部監査体制**

内部監査基本計画に基づき、内部監査を実施しました。

## 貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |           | 負 債 の 部         |           |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| 科 目           | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
| <b>流動資産</b>   | 1,727,920 | <b>流動負債</b>     | 885,082   |
| 現金及び預金        | 1,457,765 | 買掛金             | 51,888    |
| 電子記録債権        | 2,188     | 1年内返済予定の長期借入金   | 106,835   |
| 売掛金           | 216,121   | 未払金             | 100,045   |
| 商 品           | 31,917    | 未払費用            | 57,381    |
| 仕掛品           | 3,244     | 未払法人税等          | 201,113   |
| 前払金           | 7,397     | 未払消費税等          | 73,458    |
| 前払費用          | 7,392     | 前受金             | 2,975     |
| その他           | 2,011     | 前受収益            | 237,507   |
| 貸倒引当金         | △118      | 預り金             | 29,877    |
| <b>固定資産</b>   | 318,264   | 賞与引当金           | 21,207    |
| <b>有形固定資産</b> | 25,911    | その他             | 2,793     |
| 建 物           | 10,118    | <b>固定負債</b>     | 216,395   |
| 工具、器具及び備品     | 15,792    | 長期借入金           | 117,840   |
| <b>無形固定資産</b> | 45,873    | 長期前受収益          | 32,617    |
| 電話加入権         | 38        | 退職給付引当金         | 65,937    |
| ソフトウェア        | 45,835    | <b>負債合計</b>     | 1,101,477 |
| 投資その他の資産      | 246,480   | <b>純資産の部</b>    |           |
| 出 資 金         | 650       | <b>株主資本</b>     | 944,707   |
| 長期前払費用        | 109       | 資 本 金           | 100,000   |
| 繰延税金資産        | 56,836    | 利益剰余金           | 938,939   |
| 敷金・保証金        | 28,555    | 利益準備金           | 3,922     |
| 保険積立金         | 160,228   | その他利益剰余金        | 935,017   |
| その他           | 450       | 繰越利益剰余金         | 935,017   |
| 貸倒引当金         | △350      | <b>自己株式</b>     | △94,232   |
| <b>資産合計</b>   | 2,046,185 | <b>純資産合計</b>    | 944,707   |
|               |           | <b>負債・純資産合計</b> | 2,046,185 |

## 損 益 計 算 書

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売 上 高        |         | 2,652,057 |
| 売 上 原 価      |         | 830,564   |
| 売 上 総 利 益    |         | 1,821,492 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,198,063 |
| 営 業 利 益      |         | 623,429   |
| 営 業 外 収 益    |         |           |
| 受取利息及び配当金    | 12      |           |
| 助成金収入        | 774     |           |
| そ の 他        | 231     | 1,018     |
| 営 業 外 費 用    |         |           |
| 支 払 利 息      | 735     |           |
| そ の 他        | 69      | 805       |
| 経 常 利 益      |         | 623,642   |
| 特 別 損 失      |         |           |
| 固定資産売却損      | 111     |           |
| 固定資産除却損      | 742     | 854       |
| 税引前当期純利益     |         | 622,788   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 244,361 |           |
| 法人税等調整額      | △43,904 | 200,456   |
| 当 期 純 利 益    |         | 422,331   |



## 株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |                |               |             | 自己株式    | 株主資本計<br>合 | 純 資 産 計<br>合 |
|--------------------------|---------|-----------|----------------|---------------|-------------|---------|------------|--------------|
|                          | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金 |                |               | 利益剰余金計<br>合 |         |            |              |
|                          |         | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |             |         |            |              |
| 2019年8月1日残高              | 100,000 | -         | 555,827        | 555,827       | △94,232     | 561,595 | 561,595    |              |
| 事業年度中の変動額                |         |           |                |               |             |         |            |              |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           | △39,220        | △39,220       |             | △39,220 | △39,220    |              |
| 利益準備金の積立                 |         | 3,922     | △3,922         | -             |             | -       | -          |              |
| 当 期 純 利 益                |         |           | 422,331        | 422,331       |             | 422,331 | 422,331    |              |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計 | -       | 3,922     | 379,189        | 383,111       | -           | 383,111 | 383,111    |              |
| 2020年7月31日残高             | 100,000 | 3,922     | 935,017        | 938,939       | △94,232     | 944,707 | 944,707    |              |

## 〔個別注記表〕

1. 記載金額につきましては、1株当たり情報に関する注記を除き、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (重要な会計方針)

##### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

|     |                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------|
| 商品  | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。   |

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

|        |                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～15年 |

|        |                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 無形固定資産 | 定額法<br>なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）、販売用ソフトウェアについては、その効果が及ぶ期間（3年）に基づいております。 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|

長期前払費用……………定額法

##### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額（期末自己都合要支給額）に基づき計上しております。

##### (4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 3. 追加情報

(給与規程の変更について)

当社は、給与規程の改定を行い、2020年7月22日に退職金支給率等を変更いたしました。これに伴い、退職給付引当金及び退職給付費用が26,301千円増加しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額…………… 44,934千円  
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 普通株式  | 49,682        | —             | —             | 49,682       |

(2) 自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 普通株式  | 10,462        | —             | —             | 10,462       |

(3) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,410株

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当の総額 | 配当金の総額   | 1株当たり配当金 | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|-------------|
| 2019年10月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 39,220千円 | 1,000円   | 2019年7月31日 | 2019年10月31日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当金 | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|-------------|
| 2020年10月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 78,440千円 | 2,000円   | 2020年7月31日 | 2020年10月29日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|             |           |
|-------------|-----------|
| 繰延税金資産      |           |
| 貸倒引当金       | 162千円     |
| 減損損失        | 22千円      |
| 未払事業税       | 19,991千円  |
| 賞与引当金       | 7,337千円   |
| 退職給付引当金     | 22,814千円  |
| 未払決算賞与      | 10,371千円  |
| 未払営業インセンティブ | 9,943千円   |
| その他         | 7,683千円   |
| 繰延税金資産小計    | 78,326千円  |
| 評価性引当額      | △21,490千円 |
| 繰延税金資産合計    | 56,836千円  |
| 繰延税金資産の純額   | 56,836千円  |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、当該リスクに対して、取引先毎の期日管理及び残高を管理し、財務状況悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金であり、長期借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されております。当社は、当該リスクに対して、定期的に金利動向をモニタリングして管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                                 | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------------------|----------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金                      | 1,457,765            | 1,457,765  | —          |
| (2) 電子記録債権                      | 2,188                |            |            |
| (3) 売掛金                         | 216,121              |            |            |
| 貸倒引当金 (※)                       | △118                 |            |            |
|                                 | 218,191              | 218,191    | —          |
| 資産計                             | 1,675,956            | 1,675,956  | —          |
| (4) 買掛金                         | 51,888               | 51,888     | —          |
| (5) 未払金                         | 100,045              | 100,045    | —          |
| (6) 未払法人税等                      | 201,113              | 201,113    | —          |
| (7) 未払消費税等                      | 73,458               | 73,458     | —          |
| (8) 長期借入金 (1年内返済予定<br>の長期借入金含む) | 224,675              | 224,675    | —          |
| 負債計                             | 651,181              | 651,181    | —          |

(※) 電子記録債権及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|---------------|
| 出資金    | 650           |
| 敷金・保証金 | 28,555        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3 長期借入金の決算日後の返済予定額は以下のとおりであります。

| 区分    | 1年以内<br>(千円) | 1年超3年以内<br>(千円) | 3年超5年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 106,835      | 107,840         | 10,000          |

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類                         | 氏名   | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との<br>関係          | 取引の内容                   | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----------------------------|------|---------------------------|------------------------|-------------------------|--------------|----|--------------|
| 役員<br>及び<br>個人<br>主要<br>株主 | 富樫泰章 | (被所有)<br>直接42.1           | 当社代表<br>取締役社長<br>債務被保証 | 当社銀行借入<br>に対する債務<br>被保証 | 3,352        | —  | —            |

(注) 取引の条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に対して、代表取締役富樫泰章より債務保証を受けております。取引金額は、2020年7月31日時点の借入残高を記載しております。また、当該債務保証に対し、保証料の支払は行っておりません。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 24,087円38銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 10,768円26銭 |

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年9月24日

ジャパンメディアシステム株式会社

取締役会 御中

清友監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 市田知史 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴田和彦 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンメディアシステム株式会社の2019年8月1日から2020年7月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月28日

ジャパンメディアシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 野本公夫 ㊟

社外監査役 菅野庄一 ㊟

社外監査役 斎藤環 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第36期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき、普通配当として金1,000円、特別配当として金1,000円を合わせた金2,000円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、78,440,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年10月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

会社法第368条第2項の規定との整合性を図り、LiveOnの総称を現状により即したものに改めるため、現行定款第23条（取締役会）の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役会)<br>第23条 (条文省略)<br>①～② (条文省略)<br><br>③ <u>取締役全員</u> の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br>④ 取締役会の運営その他に関する事項については、LiveOn (テレビ会議システム) の採用を含め、取締役会の定める取締役会規程による。 | (取締役会)<br>第23条 (現行どおり)<br>①～② (現行どおり)<br><br>③ <u>取締役及び監査役全員</u> の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br>④ 取締役会の運営その他に関する事項については、LiveOn ( <u>ビジュアルコミュニケーションシステム</u> ) の採用を含め、取締役会の定める取締役会規程による。 |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち菅野庄一氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

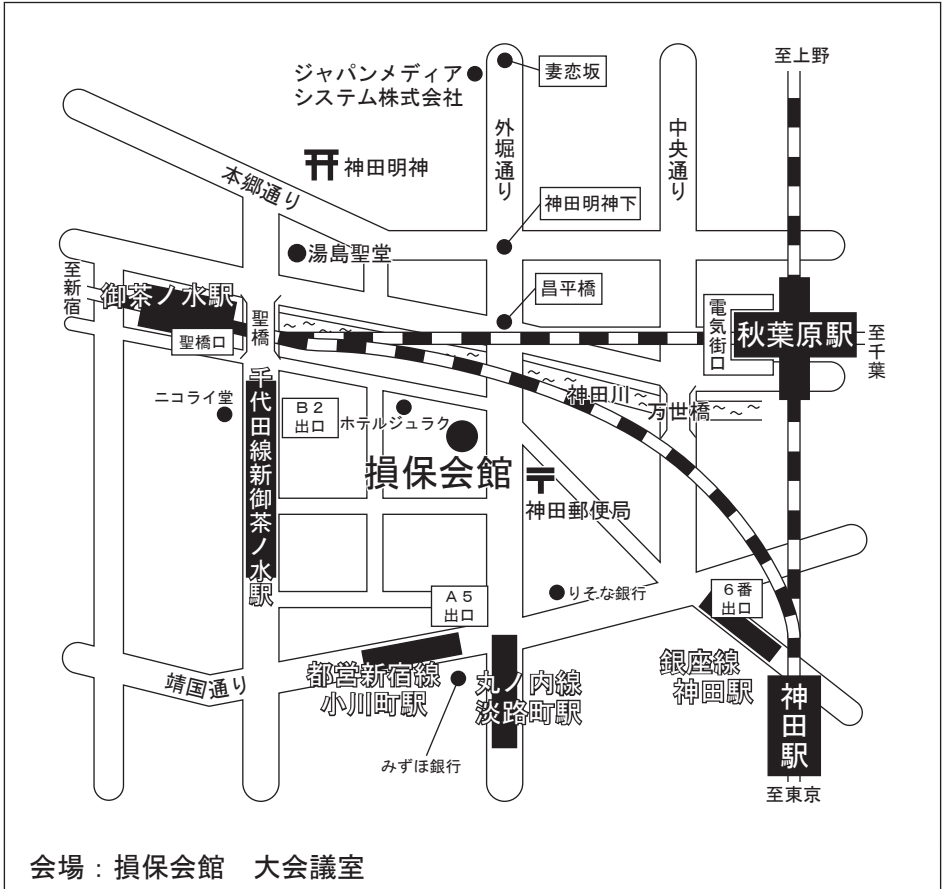
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)    | 所有する当社の株式数 |
|------------------------|------------------------------|------------|
| 菅野庄一<br>(1949年12月28日生) | 1987年4月 弁護士登録                | 89株        |
|                        | 1988年4月 菅野庄一法律事務所開設          |            |
|                        | 1995年12月 当社社外監査役(現任)         |            |
|                        | 2004年4月 弁護士法人東桜法律事務所代表社員(現任) |            |

- (注) 1. 監査役候補者は、弁護士法人東桜法律事務所の代表社員であり、当社と同法律事務所の間には、「LiveOn」並びにネットワーク機器等の販売の営業取引があります。
2. 菅野庄一氏は、社外監査役候補者であり、当社の監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって24年10ヶ月となります。
3. 菅野庄一氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としてこれまで培ってきた豊富な識見及び経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであります。
4. 当社は菅野庄一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

# 第36期 定時株主総会会場ご案内図



住所：東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地

|                   |      |                     |      |
|-------------------|------|---------------------|------|
| 御茶ノ水（JR：聖橋口）      | 徒歩5分 | 新御茶ノ水（地下鉄千代田線：B2出口） | 徒歩3分 |
| 淡路町（地下鉄丸の内線：A5出口） | 徒歩3分 | 小川町（都営新宿線：A5出口）     | 徒歩3分 |
| 秋葉原（JR：電気街口）      | 徒歩5分 | 神田（地下鉄銀座線：6番出口）     | 徒歩8分 |